

令和元年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和元年 9月20日(金)	開会	午前	9時36分
		散会	午前	9時50分
	9月27日(金)	開会	午前	9時36分
		散会	午前	9時45分
	9月30日(月)第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時39分
	第2回	再開	午後	0時34分
		散会	午後	0時38分
	10月 3日(木)第1回	開会	午前	9時34分
		休憩	午前	9時47分
	第2回	再開	午後	0時22分
		散会	午後	0時26分
	10月11日(金)第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時41分
	第2回	再開	午後	2時 3分
		閉会	午後	2時 7分

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、
齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年9月20日(金))

秋山委員

協議事項に入る前に発言をさせていただきたいと存じる。さきの議会運営委員会で田村委員から御指摘のあった件について、団に持ち帰り検討した結果を報告させていただく。

先日の議会運営委員会でも申し上げたが、私たちの団としては、議会運営委員会における決定については、できるだけ全会派一致を目指すべきものと考えている。この点で、本県議会では、数の論理で物事が決定されることがあったことを考えれば、会派同士が十分に協議を重ねて、一定の方向性を見いだす議会運営を行っていくべきだと考えている。

しかしながら、採決による決定が民主主義の根幹をなすものであることも事実である。

このため、このたびの埼玉県共産党後援会員向けニュースの中で記載された「埼玉県議会は、自民党による、非民主的な異常な議会運営」との表現は、本県議会が民主的な運営がなされていないとも読めることから、必ずしも十分な表現方法ではなかったと考えている。

については、発行責任者にその旨を伝えるとともに、団としての広報活動にも、より注意を払っていききたいと考えている。お騒がせして誠に申し訳なかった。

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。なお、説明の際は着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会最終日に追加提案を予定している人事議案について、御説明申し上げます。

お手元にお配りしている「令和元年9月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、土地利用審査会委員の任命についてである。埼玉県土地利用審査会委員に川井理砂子氏、作山康氏、石川猛氏、植野寿子氏の4名を再び任命するとともに、齋藤雅一氏、熊谷直子氏、大村雅恵氏の3名を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月27日(金)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、9月30日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月1日(火)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月2日(水)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

田村委員

10月2日については、1番目が宇田川幸夫議員、3番目が細田善則議員でお願いします。

委員長

次に、10月3日(木)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

田村委員

10月3日については、1番目が飯塚俊彦議員、2番目が中野英幸議員、3番目が梅澤佳一議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

委員長

3 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る9月13日(金)の議会運営委員会において、執行部から、急施を要するとの要請があった、第83号議案「令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)」の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、一般質問初日・9月27日(金)に予定されている「知事提出急施議案(第83号議案)に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は発言の2日前・9月25日(水)の正午までということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・10月1日(火)案文については、一般質問最終日・10月3日(木)それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月11日(金)の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他に入る前に申し上げる。まず、議員政策研修会についてだが、本日、午後1時から第4委員会室において開催されるので、議員各位の御参加をお願いする。

委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月27日(金)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年9月27日(金))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。なお、説明の際は着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、一般質問最終日に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和元年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案する議案は、予算1件である。

これまでの経緯だが、9月13日以降、県内2か所の養豚場において豚コレラの疑似患畜が確認された。これらの事案に対し、県では直ちに「埼玉県豚コレラ緊急対策本部会議」を開催し、本県における豚コレラのまん延防止と早期収束を図るため、全庁を挙げて対応に当たることを決定した。この決定に基づき、予備費等を活用し発生農場における豚の殺処分をはじめ緊急に対応すべき防疫措置などを行ったところである。

今回の補正予算は、被害を受けた養豚農家等への経営支援や今後の感染予防、まん延防止対策等に所要の予算措置を講じるものである。その結果、一般会計の補正予算額は、10億6,444万2千円となり、既定予算と、さきに御提案申し上げた補正予算、そして今回の第3号補正予算を合わせた累計額は1兆8,972億3,129万3千円となる。

以上で、私からの説明を終わる。詳細については、引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料2「令和元年度9月補正予算(追加)案の概要」を御覧いただきたいと存じる。今回の補正予算は、9月13日から発生した豚コレラによる被害を受けた養豚農家等への支援策を講じるとともに、感染予防、まん延防止等に係る経費について補正予算を編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、10億6,444万2千円となり、既定予算と、さきに御提案申し上げました補正予算、そして今回の第3号補正予算を合わせた累計額は、1兆8,972億3,129万3千円となる。

それでは、「3 主な内容」について御説明する。まず、1つ目の、「今後の発生への備え」は、万が一、豚コレラが更に発生した場合における殺処分や埋却処分等の防疫措置に必要な経費を計上するものである。

続いて、2つ目の、「被害を受けた養豚農家等への経営支援」についてである。「出荷制限等による売上の減少などに対する助成」は、豚コレラ発生に伴い出荷制限や自粛を行ったことによる売上げの減少などについて、国と共同して農家へ助成するものである。

次の「発生農家等を対象とした緊急的なつなぎ融資制度(無利子)の創設」は、発生農家等が国の手当金等を受給するまでの間、無利子で借入可能な融資制度を創設するため、金融機関に利子補給等を行うものである。なお、融資期間は1年間であり、年度をまたぐことになるので、令和2年度支出分として債務負担行為の設定をしている。

続いて、3つ目の、「感染予防、まん延防止への対応」についてである。「ゲート式消毒施設の整備、野生いのしし防護柵や防鳥ネットの設置など農場等のバイオセキュリティ強化に対する助成」は、国の補助制度に県単独で補助の上乗せをすることなどにより設置を促進するものである。

次の「野生いのししの捕獲・検査体制の強化」は、地域協議会が行う野生いのししの捕獲活動を強化するため、こちらについても県単独で補助単価の上乗せをするとともに、川越家畜保健衛生所に検査機器等を整備することで、検査体制の強化を図るものである。

4つ目の、「その他」についてである。「県産豚肉の消費拡大に向けたフェアの開催」は、県内外の飲食店においてフェアを開催し、県産豚肉の消費拡大を図るものである。

続いて、「4 財源」についてだが、今回の補正に係る財源は、国庫支出金のほか、一般財源については繰越金を充てることとしている。資料3は、補正予算を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、一般質問最終日に追加提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

2 知事提出急施議案（第83号議案）についての（1）質疑の有無の確認についてだが、70番木下高志議員から通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）委員会付託の確認についてだが、企画財政委員会に付託することでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問
2日目・9月30日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事提出急施議案(第83号議案)に係る企画財政委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、企画財政委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

石川委員

会議の欠席事由について、2点提案させていただきたいと存じる。

本会議についての欠席事由は、会議規則第7条で「議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できないときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ議長に届け出なければならない」と定められている。委員会についても、委員会規程第12条で同様である。

1点目は、これらの規定にある「出産」についてである。出産日が欠席事由に該当することは分かるが、その定義について産前・産後についても含まれるものと解釈してよいか。労働基準法の母性保護規定では、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間の産休について定めている。そこで、同法で言う産休に該当する時期について、欠席事由の「出産」に含まれるものと解してよいか、確認したいと考える。

2点目は、「配偶者の出産補助」についてである。例えば、配偶者の出産に立会うことや、退院時の付添いなどを想定している。配偶者の出産補助については、兵庫県議会、福岡県議会など欠席事由として明文化する地方議会が出てきている。本県議会においても、配偶者の出産補助が欠席事由となるものと解することはできないか。議員が出産や出産の立会いに直面する機会もあろうかと想定される。

改めて、欠席事由の考え方の整理をお願いしたいと存じる。

田村委員

せっかくの機会なので、石川委員からあった出産に関すること以外についても整理をお願いできればと存じる。具体的には、育児、家族の看護又は介護である。我が国は既に少子高齢社会と化しているが、2025年問題が取り沙汰されているとおり、今後もこの流れが加速していくことが見込まれている。そうした対策の一例として、育児休暇、看護休暇、介護休暇等の普及を進める動きがあるが、我々議員もそうした制度の趣旨を踏まえ、県議会における制度を充実させ、普及啓発の一助を担うべきと考える。

見直しの方法だが、先ほどの石川委員の発言にあった、配偶者の出産補助に加え、育児、家族の看護又は介護については、本県議会の会議規則及び委員会規程を改正するかたちで実現してはどうかと考えている。既にいくつかの地方議会では、そうした改正がなされているものと聞き及んでいる。

本県議会も、時代の潮流に乗り、制度を整えるべきと考える。是非とも御検討くださるよう、お願いします。

委員長

ただ今の、石川委員及び田村委員から発言のあった件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いします。

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時30分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年9月30日(月)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第83号議案)についての(1)企画財政委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、33番石川忠義議員から通告書が提出されている。ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 埼玉県議会議員の会議欠席事由についてだが、今朝の議会運営委員会において発言のあった内容を踏まえ、お手元のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、1の趣旨だが、今朝の御提案を3点にまとめたものある。(1)出産に関連して、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び産後8週間の体調管理が、議員の欠席事由のうちの「出産」に含まれることを確認する。(2)育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助(配偶者の出産に立ち会うこと等)について、欠席事由とする。(3)上記(2)について、埼玉県議会会議規則及び埼玉県議会委員会規程の一部改正を行う。

次に、2 今後の対応案の(1)法令の一部改正(案)についてだが、「育児」「家族の看護又は介護」「配偶者の出産補助」に関して、会議規則第7条及び委員会規程第12条に追記する改正案である。施行期日は、公布の日とする。

次に、(2)議会運営委員会決定(案)についてだが、欠席事由の「出産」には、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び産後8週間の体調管理も含まれる、ということを議会運営委員会として決定し、現行の規定の運用を確認する案である。

各会派におかれては、案を持ち帰り御検討いただき、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・10月3日(木)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時によいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年10月3日(木)第1回)

田村委員

急きよではあるが、この場をお借りして、決議1件について御提案させていただきたいと存じる。

北朝鮮が、国際社会の度重なる警告にもかかわらず、昨日、再び弾道ミサイルを発射し、我が国EEZ内に着水した。

弾道ミサイルの発射は、国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじる暴挙であり、断じて許すことはできない。我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対する断固たる抗議の意思を表明し、最も強い言葉で非難するとともに、国に対し、より一層のき然とした対応を求める必要があると考える。

そこで、「北朝鮮による弾道ミサイルの発射に抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

各会派におかれても、御理解いただくようお願いする。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、ただ今の件については、今後の議会運営委員会で協議してまいりたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、去る9月27日(金)の議会運営委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される、「令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)」についての取扱いを御協議いただきたいと存じる。

委員長

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。なお、説明の際は着席したままで結構である。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、令和元年9月20日提出埼玉県議会定例会議案等の一部変更について、御説明申し上げます。

第84号議案「令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）」と同時に御提案した補正予算第1号については、急施の取扱いをお願いしたところ、9月30日に御議決賜った。誠に感謝する。

お手元の資料「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」の2枚を御覧願う。

補正予算第1号の成立に伴い、補正予算第2号の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

また、誠に申し訳ないが、今定例会に提出した第91号議案のうち、行政報告書の中に誤りがあった。訂正の手続きをとらせていただいたので、どうぞよろしく願います。

以上、よろしくお取り計らいのほど、願います。

委員長

ただ今の説明のとおり、変更を了承することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 議案（第84号議案ないし第90号議案）及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 決算特別委員会の設置、第91号議案及び第92号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてである。

まず、第91号議案及び第92号議案については、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料1の名簿のとおり選任することで

よいか。

< 了 承 >

委員長

以上、決算特別委員会の設置、第91号議案及び第92号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案及び請願の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

委員長

また、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料2のとおり、意見書17件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県議会議員の会議欠席事由についてだが、去る9月30日(月)の議会運営委員会において配布した委員長案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。
改めて、資料3としてお手元に配布させていただいたが、この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

御了承いただいた案のうち、2の(1)法令の一部改正について、埼玉県議会会議規則及び埼玉県議会委員会規程の形式にした改正案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

この内容でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・10月11日(金)の議会運営委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、埼玉県議会会議規則第87条により、会議規則の改正案を提出するに当たっては、議員の定数の4分の1以上、すなわち24名以上の議員の賛成がなければならない、とされている。したがって、会議規則の改正案には、議会運営委員に加えて、7名以上の提案者が必要となる。

提案者の調整については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

また、2の(2)「欠席事由『出産』には産前・産後の体調管理も含まれる」とすることについては、正副委員長において文言等を調整の上、同じく最終日・10月11日(金)の議会運営委員会でお諮りしたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

7 第91号議案に係る関係書類の正誤表の提出についてだが、お手元の資料4のとおり、知事から提出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年10月3日(木)第2回)

委員長

1 議第16号議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、本議案の取扱いについてだが、次の本会議の冒頭で上程し、採決まで行うことではないかがか。

< 了 承 >

委員長

2 知事追加提出議案(第93号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月9日(水)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月11日(金)の議会運営委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月11日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年10月11日(金)第1回)

委員長

この際、執行部から発言を求められているので、これを許す。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、執行部の答弁における議員の呼称について、御説明申し上げます。

議員の皆様の呼称については、平成7年9月13日の議会運営委員会の決定に基づき、議長から執行部に申入れがあり、本会議では「議員」、委員会では「委員」とされている。これまでも、この申入れを踏まえ対応していたが、この定例会において、本来、「議員」と申し上げるべきところ「先生」と申し上げてしまった答弁があった。

については、改めて議員の呼称について執行部内で周知・徹底を図り、再発防止に努めてまいる。

なお、今定例会の答弁においては、この場をお借りして議事録の修正をお願いさせていただくとともに、お詫び申し上げます。

委員長

執行部におかれては、今後、御留意いただくようよろしくお願いします。

また、会議録については、議長におかれて、速記録を精査の上、御配慮いただきたいと存じるが、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に小川真一郎委員が、副委員長に美田宗亮委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、討論を行いたい旨の申出はなかったので、御報告申し上げます。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

委員長

5 議員提出議案についての(1)埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案及び(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案については、去る10月3日(木)の議会運営委員会で、改正案を御了承いただいた。

まず、(1)埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案については、議会運営委員及び議会運営委員選出会派からの7名、計24名で、(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案については、議会運営委員の連名で、それぞれ提出することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)意見書案についてだが、去る10月1日(火)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書案の柱17件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案8件(意見書8件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

委員長

次に、(4)議員派遣についてのア 議会図書室の運営等に関する調査についてだが、お手元の資料3のとおり、議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において確認することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 第19回都道府県議会議員研究交流大会への派遣についてだが、お手元の資料4のとおり、議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において確認することでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議員の会議欠席の届出の理由についてだが、本会議については埼玉県議会会議規則第7条で、委員会については埼玉県議会委員会規程第12条でそれぞれ定められている。この際、お諮りする。

会議規則及び委員会規程において欠席の届出の理由として列挙されている「出産」には、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）及び産後8週間の体調管理も含まれるものとして存じますが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、そのように決定した。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委

員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手續のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和元年10月11日(金)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から第86号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る9月20日(金)の議会運営委員会において説明のあった、人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、2番岡村ゆり子議員から議第27号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月2日(月)から12月20日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、御報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。